

○財務省告示第二百五十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年七月十九日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年八月八日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（五年）（第一百十三
回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第二条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

三 振替法の適
用等
四 発行方法

の決定を受けた各申込みの応募

十 十		九 八		七	
イ 一		二		ハ	
発 行 行 日		最 低 額 面 金		払 込 金 額	
入 札 発 行 行 日		争 取 非 者 特 国 債 市 場		争 取 非 者 特 国 債 市 場	
格 格 競 争 格		入 札 発 行 行 日		入 札 発 行 行 日	
額 面 金		額 面 金		額 面 金	
上 額	平 成 二 十 五 年 七 月 十 九 日	五 万 円	四 千 二 十 八 億 八 千 五 十 六 万 円	二 千 二 百 九 億 四 千 四 百 十 八 万 円	十 四 兆 五 千 七 百 七 十 二 億 三 千 七 百 円
の そ れ ぞ れ の 応 募 価 格 一 銭 以	す る 。 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金
					で 四 千 二 十 八 億 円
					た 利 付 国 債 に つ い て 額 面 金
					条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し
					特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、 入

額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 二 銭

(一) 年 ○ ・ 三 パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えて、次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3}{100} \times \frac{29}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
もとの記載又は記録されるもの
座に記載又は記録されるもの
にりついで、は、前記の算式に
よりに算出した金額から、該金
額に百分の二十・三・五乗
じた金額の二・三・五乗
を發行時にあたし、外国債
が非居住者にあっては、(一)
が非居住者又は外国にあり
る場合に、前記(一)の算式に

十四 初期利子

十五 第二期利子

十六 償還金額
十七 償還金額
十八 元利支額
十九 払込期日
二十 払込期日

住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額（を控除することができる。

平成二十五年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎六月二十日及び十二月二十日を支払い日とし、各支払期において、その日以、前六ヶ月間に属する利子を支払い。平成三十年六月二十日、日本銀行額百円につき百円

財務大臣から通知を受けた者

平成二十五年七月十九日